

神奈川 新 聞

THE
KANAGAWA

2015年[平成27年]

2月19日[木]

先勝 | 雨水

ここが知りたい

不動産

相続放棄は注意必要

Q 要らない土地は相続しない方がよいのかしら。「死に山」はどうしたらいいのですか。

A 基本的に「死んでい

神奈川メディア連携企画

ければ、その土地については相続しない方がいいと思います。

ただし、ここで非常に重要なことは、相続を放棄することはその「死に山」以外の財産も放棄することになるということです。「この物件は相続する」「この物件は相続しない」という区分けができませんので、注意が必要になります。処分しにくい土地などは、相続が発生する前に処分しておいた方が無難です。

今回のご相談の場合、近隣の土地所有者などに何らかの方法で譲ってしまう協議を進めてはいかががでしょうか。

うか。

シー・エフ・ネッツ

代表取締役・倉橋 隆行

F Mヨコハマ(午前8時15分)、tvk「ありがとッ」(毎月第3木曜日の昼)、ジエイコム(水曜日午後10時30分)で放送中。

※「ここが知りたい不動産」で質問がある方は〒231-8445、神奈川県川崎市青葉区新川崎1-1-1 新聞社クロスメディア営業局「ここが知りたい不動産」までご質問をお寄せください。紙面で採用された方には粗品を差し上げます。

|| 毎週木曜日掲載